

# 長野市子ども・子育て支援事業計画の 点検・評価及び中間見直しについて (案)

長野市こども未来部こども政策課

## 点検・評価の趣旨

- 長野市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）では、計画の着実な推進を図るため、実施事業の進捗状況及び計画全体の成果について定期的に点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていくこととしています。
- 長野市子ども・子育て支援事業計画では、「すべての子育てが喜びとなり すべての子どもが健やかに成長するために」の基本理念に基づき、3つの基本目標のもと9つの基本施策、23の個別施策及び111※の個別事業を掲げ、計画の進捗管理をするために、3つの成果指標と95※の活動指標を設定しています（※再掲を含む。再掲を除く計画全体の個別事業数89、同指標・目標値設定事業数75）。
- 平成28年度の実施状況は、個別事業について各担当課による活動指標の目標値に対する達成度合いの定量的評価（数値化）と実施状況や課題を踏まえた定性的評価（数値化しない）を以下のとおり実施するものです。

## 点検・評価の内容

- (1) 平成 28 年度現状値・・・・・・・・・・・・・・・・（指標・目標値を設定している事業のみ）
- (2) 「確保方策」の進捗状況・・・・・・・・・・・・（確保の内容を記載している事業のみ）（個票）
- (3) 「量の見込み」と実際のニーズの乖離・・・・（今年度は、中間見直しで行う）
- (4) 平成 28 年度実施状況
- (5) 平成 28 年度決算額
- (6) 課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（評価が「△」となる指標がある場合）
- (7) 今後の方針

## 達成状況の点検・評価方法

### (1) 指標・目標値を設定している事業

- 個別事業の現状値が、目標値にどの程度達しているかを踏まえて点検・評価（定量的評価）します。
- 評価に当たっては、次の式により達成率を算定し、次の判定基準から「◎」、「○」、「→」及び「△」の4段階に区分します。  
ただし、目標値等が数値以外のもの（例 第3子以降、中学生以下など）については、該当する区分に従い、評価します。

#### ▶ 達成率

$$\text{達成率} = \frac{(\text{現状値}) - (\text{基準値})}{(\text{目標値}) - (\text{基準値})} \times 100 (\%)$$

#### ▶ 判定基準

◎	目標値を達成している又はほぼ達成している（75.0%以上の達成率）。
○	目標値に近づいている（基準値を上回っている。）。
→	基準値と同じ。
△	基準値から低下している。

※ なお、目標値と基準値が同じ場合は、現状値が基準値以上のときに「◎」、それ以外が「△」となります。

### (2) 指標・目標値を設定していない事業

- 平成 28 年度実施状況や課題を踏まえ、点検・評価（定性的評価）をします。

## 中間見直しの趣旨

- 市町村子ども・子育て支援事業計画は、計画期間の中間年を目安として見直しを行うこととされています。※
- 先般、内閣府より「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」が発出され、作業の手引きが送付されたことから、これに基づいて見直しを実施するものです。

### 〔※参考〕

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）

「法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が……認定区分に係る量の見込みと乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。」

## 見直しの対象

### 〔必須〕

教育・保育施設は、支給認定区分（1号認定、2号認定、3号認定（0歳児と1・2歳児）ごとに計画策定時に見込んだ平成30・31年度の量の見込み

※認定区分は次ページ参照

### 〔必要に応じて〕

地域子ども・子育て支援事業の計画策定時に見込んだ平成30・31年度の量の見込み

## ■認定区分とは

新制度では、3つの認定区分に応じて、施設など（幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育）の利用先が決まっていきます。

### 3つの認定区分

#### 1号認定 教育標準時間認定

子どもが満3歳以上で幼稚園等での教育を希望する場合

利用先 幼稚園、認定こども園

#### 2号認定 満3歳以上・保育認定

子どもが満3歳以上で保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合

利用先 保育所、認定こども園

#### 3号認定 満3歳未満・保育認定

子どもが満3歳未満で保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合

利用先 保育所、認定こども園、地域型保育

## 見直しの要否の基準

- 「大きくかい離している場合」に該当し、原則として見直しが必要
  - ・平成28年4月1日時点の支給認定区分ごと（1号認定、2号認定、3号認定（0歳児と1・2歳児））の子どもの実績値が、計画における量の見込みよりも10%以上のかい離がある場合
- 「大きくかい離している場合」に準ずる場合
  - ・平成29年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合
  - ・既に年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合

## 見直しの手順等

- 量の見込みの見直しの手順、方法等については、内閣府子ども・子育て本部参事官の平成29年1月27日付け事務連絡「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）」に準拠します。
- 量の見込みの見直しの結果、確保方策の考え方に変更の必要が生じた場合は修正します。

### ■ 「地域子ども・子育て支援事業」

No.	事業コード	計画に記載の事業名 《国の事業名》※	担当課
1	2111	利用者支援事業	保育・幼稚園課
2	2112	延長保育事業・休日保育事業 《時間外保育事業》	保育・幼稚園課
3	2113	放課後子ども総合プラン 《放課後児童健全育成事業》	こども政策課
4	2114	ショートステイ・トワイライトステイ 《子育て短期支援事業》	子育て支援課
5	2115	はじめまして赤ちゃん事業 《乳児家庭全戸訪問事業》	保健所健康課
6	2116	養育支援訪問事業	子育て支援課・保健所健康課
7	2117	こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場 《地域子育て支援拠点事業》	保育・幼稚園課
8	2118	一時預かり事業	保育・幼稚園課
		①幼稚園に在園する園児の一時預かり ②上記以外（一般型・余裕活用型・訪問型）	
9	2119	病児・病後児保育事業 《病児保育事業》	保育・幼稚園課
10	21110	ファミリー・サポート・センター 《子育て援助活動支援事業》	保育・幼稚園課
11	21111	妊婦健康診査 《妊婦に対して健康診査を実施する事業》	保健所健康課

※《 》がない事業名は、長野市の事業名と国の事業名が同一

